

相模原市告示第472号

特定生産緑地の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、次の特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項により準用する第10条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年11月10日

相模原市長 本村 賢太郎

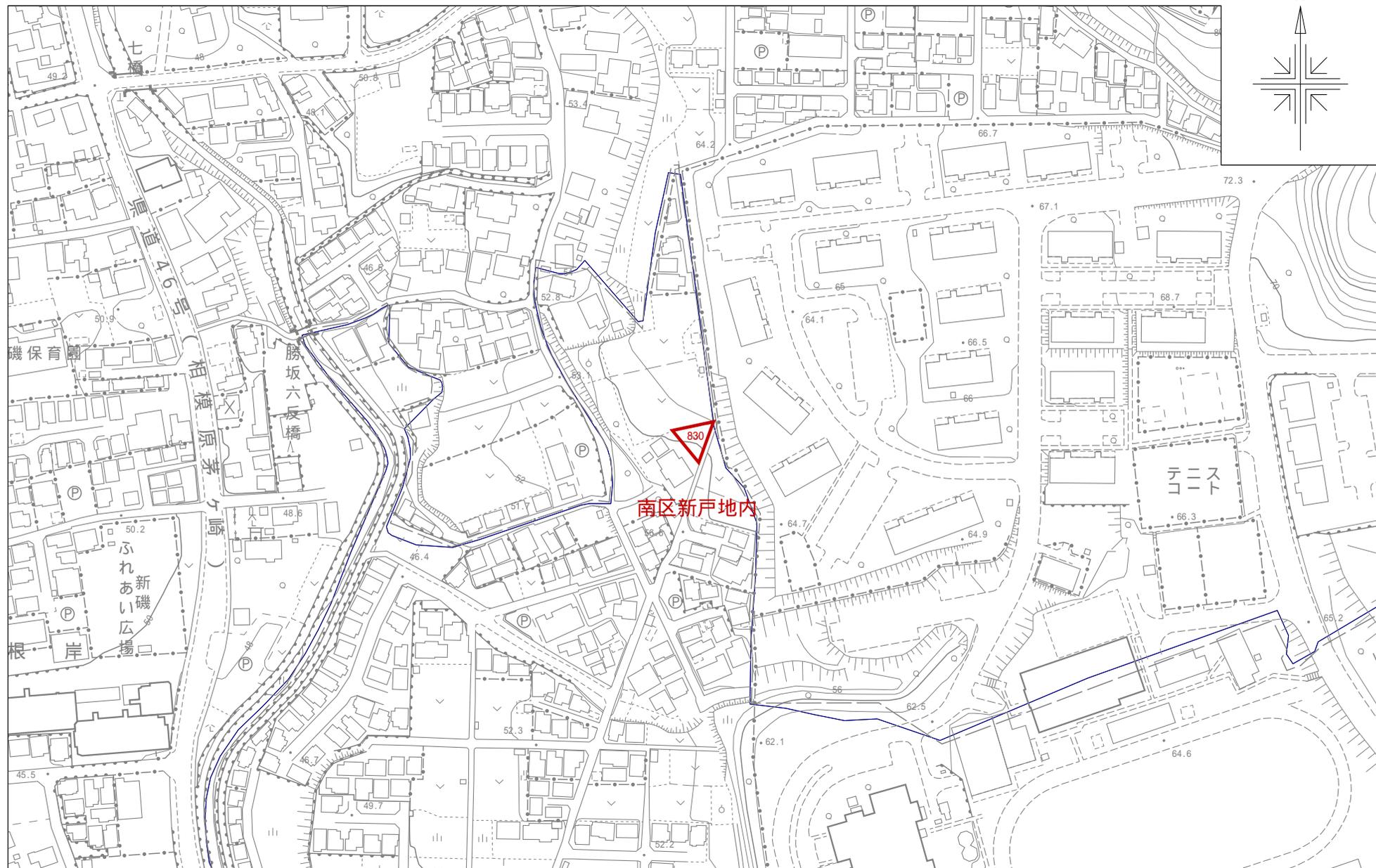
1 区域

別紙位置図のとおり

2 面積

別紙解除一覧のとおり

# 南区新戸地内



# 南区磯部地内



## 特定生産緑地の解除

箇所番号	所 在	面積 (㎡)
830	南区新戸地内	約180
956	南区磯部地内	約690